

三重県

令和4年度三重県不安を抱える妊婦への
分娩前ウイルス検査事業補助金

交付申請の手引き（医療機関向け）

令和4年3月4日作成

三重県医療保健部医療政策課

1 補助金の概要

事業概要

○不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査費用助成事業

妊婦が安心して出産できるよう、新型コロナウイルス感染症への不安解消を目的に、かかりつけ産婦人科医と相談のうえ検査を希望する妊婦に対して、分娩前に検査を受けるための費用を補助します。

補助対象者

- 三重県（四日市市を除く）に住民票を有する妊婦（県外で検査を実施した方も対象になります）
- 三重県で里帰り出産する県外に住民票を有する妊婦

※なお、上記の妊婦のうち、以下の要件のいずれかに当てはまる者に限る

- ・ うつ状態にあるなどの不安を抱える妊婦
- ・ 基礎疾患を有する者（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患等を有する者）

対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日（予定）

補助額

分娩前に、新型コロナウイルスへの感染の有無を確認するためのPCR検査等にかかる費用（妊娠中の者1人につき1回を限度）

【補助単価】20,000円（上限）

検査方法

唾液・鼻咽頭スワブ検体を用いた核酸検出検査（リアルタイムRT-PCR法、LAMP法、TMA法等）もしくは抗原検査（定量）等

※簡易キットによる抗原検査については、精度等の課題があることから、補助の対象外となります。

検査時期

分娩予定日の概ね2週間前

※早産リスク等の妊婦それぞれの状況に応じて、医師の判断により前後する可能性があります。

留意事項

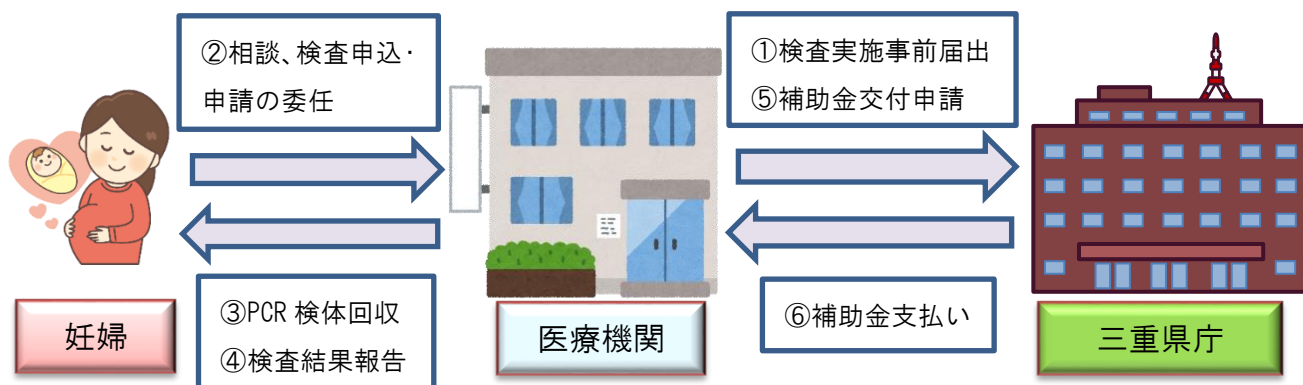
- 当補助金の主旨としては、発熱等の感染を疑う症状がなく、新型コロナウイルス感染症に対する不安を抱いている妊婦を対象に、その不安を解消するために行う自由診療で検査する場合の費用のみを補助するものです。
- 発熱等の症状があるなど、新型コロナウイルスへの感染が疑われる妊婦については、帰国者接触者外来やPCRセンター等において、医師が新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして検査が必要と判断した場合は、感染症法に基づく検査を受けていただくこととなり、当補助金の対象にはなりません。
- 当補助金は、1回の妊娠につき、1回のみ補助の対象となります。検査実施前に、必ず他の医療機関等で補助を受け検査を実施したことがないか、妊婦本人にご確認ください（行政検査は除く）。過去に補助実績がある場合は、不交付となりますので、ご注意ください。

四日市市に住民票を有する妊婦は、四日市市が本補助金に相当する事業を実施しますので、四日市市の事業の対象になります。そのため、四日市市に住民票を有する妊婦にかかる補助金を申請する場合は、四日市市に申請することになります。手続き等の詳細については、四日市市役所こども未来部こども保健福祉課にご確認ください。

【三重県】 申請先 問い合わせ先	三重県医療保健部医療政策課地域医療班 住 所：〒514-8570 三重県津市広明町13番地 TEL：059-224-3370 FAX：059-224-2340 Mail：iryos@pref.mie.lg.jp
【四日市市】 申請先 問い合わせ先	四日市市役所こども未来部 こども保健福祉課母子保健係 住 所：〒510-0085 三重県四日市市諏訪町2番2号 TEL：059-354-8187 FAX：059-354-8061

2 補助金申請の流れ

【補助金申請の流れイメージ図】



検査実施までの手続き

(1) 各医療機関は、以下の【ア 検査実施事前届出書類】を、令和4年3月25日までに三重県にFAXもしくはメールにて提出する。

【ア 検査実施事前届出書類】

必要書類	様式	提出期限
①検査実施事前届出書	別紙1	令和4年3月25日まで

検査実施期間中の手続き

(1) 妊婦は、かかりつけ医と相談し検査内容について事前に説明を受けたうえで、検査を希望する場合は、以下の【イ 妊婦申請書類】にて分娩予定医療機関に検査を申し込む。

- ✓ 検査の相談を受けた時など、必ず検査を希望する妊婦本人に対し、事前に別紙2-1の説明書（新型コロナウイルス感染症のPCR検査を希望される妊婦の方へ【検査説明書】）を用いて丁寧にご説明いただくようお願いします。
- ✓ 検査を受ける妊婦の住所について、健康保険証や母子健康手帳等の内容との照合をお願いします。

【イ 妊婦申請書類】

必要書類	様式	提出期限
①交付申請書（県内医療機関受診妊婦用）	第1-1号様式	妊婦が検査を受けるまで
②検査申込書	別紙2-2	

(2) 各医療機関は、月ごとに検査の結果実績を別紙3にて検査を行った翌月の10日までに三重県にFAXもしくはメールにて提出する。

※検査件数が0の場合でも提出するようお願いします

(3) 各医療機関は、以下の【ウ 医療機関申請書類】を、令和5年1月10日までに三重県にメールもしくは郵送にて交付申請する。

【ウ 医療機関申請書類】

必要書類	様式	提出期限
①交付申請書（医療機関用）	第2号様式	令和5年1月10日まで

検査実施期間終了後の手続き

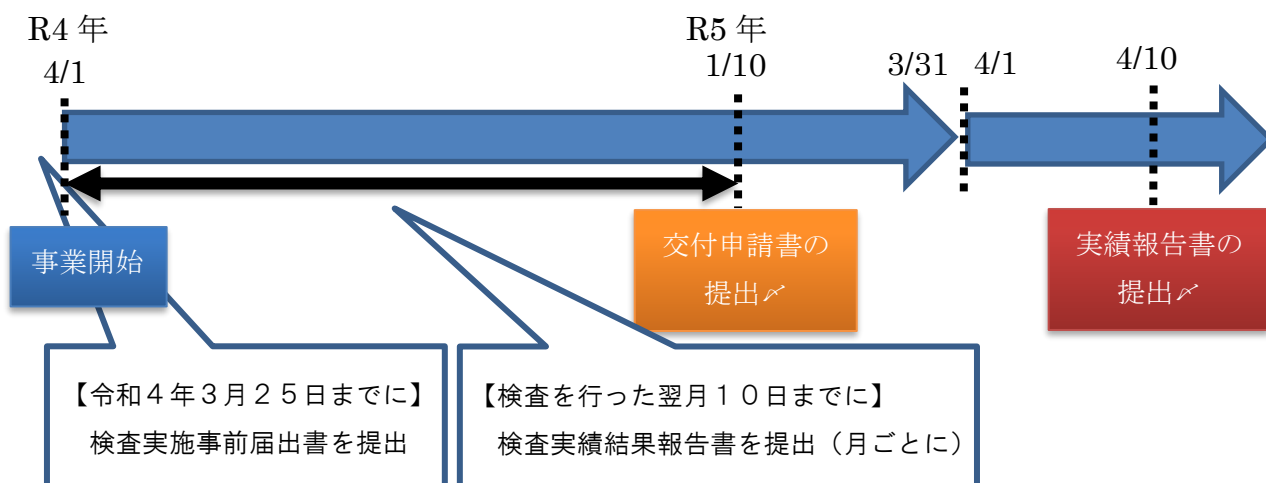
(1) 各医療機関は、以下の【エ 医療機関実績報告書類】を、令和5年4月10日までに三重県に郵送にて実績報告する。

【エ 医療機関実績報告書類】

必要書類	様式	提出期限
①実績報告書（医療機関用）	第3号様式	令和5年4月10日まで
②交付申請書 ※上記【イ 妊婦申請書類】の 交付申請書（原本）	第1-1号様式	
③検査実施者一覧表	第4号様式	

(2) 実績報告を受けた三重県は、内容を審査のうえ、各医療機関へ補助金の支払いを行う。

【補助金申請手続きのスケジュール】



※国や他の自治体から調査・照会があった場合、必要に応じて医療機関に調査をする可能性がありますので、調査に協力していただくようお願いします。

3 検査実施の要件

(1) 適切な検査実施体制の確保

他の受診患者との空間的分離、もしくは時間的分離により、検査を希望する妊婦に不安を与えない方法で、検査実施体制を確保していること。

①空間的分離

他の感染が疑われる受診患者等との接触を避けるため、妊婦専用ブースを設置すること。あるいは、妊婦専用の帰国者・接触者外来を設置すること。

また、検査エリアへの動線にも配慮すること。

②時間的分離

他の受診患者との接触を避けるため、妊婦専用の時間帯を設けること。

(2) 妊婦への適切な検査前説明

検査の実施にあたり、検査を希望する妊婦本人に対し、事前に以下の点について丁寧な説明を行うこと。（別紙2-1説明書を活用する）

ア 検査は、妊婦が希望する場合に任意で行われるものであること。ただし、例えば陣痛が発来しているなど、その時点の妊婦の状態によっては、医師の判断により新型コロナウイルス感染症の検査よりも必要とされる処置が検査より優先される可能性があること。

イ 検査の性質上、偽陽性、偽陰性が一定の確率で起こりうること。

ウ 検査結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、医師の判断により原則入院や宿泊療養になるなど生活が制限される可能性があること。

エ 検査結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、医師の判断により分娩場所が変更となることや、計画分娩や帝王切開等での分娩となる可能性があること。

オ 検査結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、医師の判断により分娩後の一定期間、母子分離等となる可能性があること。

カ 新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦は、希望により継続的なケア支援が提供されること。

【三重県】 申請先 問い合わせ先	三重県医療保健部医療政策課地域医療班 住 所：〒514-8570 三重県津市広明町13番地 TEL：059-224-3370 FAX：059-224-2340 Mail：iryos@pref.mie.lg.jp
-------------------------------	--